

岩手県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 奥州市水沢姉体町字大明神下地内から黒石町地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年9月22日から令和6年1月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 三次元点群測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 西磐井郡平泉町長島地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年11月28日から令和6年2月29日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 3（1） 公共測量を実施する地域 花巻市石鳥谷町関口地内から八重畑地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年12月1日から令和6年1月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量及び三次元点群測量
- 4（1） 公共測量を実施する地域 花巻市石鳥谷町新堀地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年12月1日から令和6年1月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 UAVレーザ測量